

23林整整第974号
平成24年3月30日

都道府県知事 殿

林野庁長官

森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領例について

「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省公表）を推進していくための具体的な施策の方向性を示す「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が、森林・林業基本政策検討委員会により平成22年11月30日に取りまとめられ、その中において、「発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入」、「総合評価落札方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるよう、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入」と記述されたところである。また、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）においても、「林業事業体を登録・評価する仕組みの導入を推進する」とされたところである。

これを踏まえ、「林業事業体に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知。以下「登録通知」という。）及び「林業事業体に関する登録情報の活用ガイドラインについて」（平成24年2月28日付け23林整整第844号林野庁長官通知）を通知したところである。

この度、登録通知における実施事業の成績評定結果に関する情報に反映させるとともに、森林整備の品質確保、効率的な事業実施、林業事業体の育成等に資するため、「森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領例」（以下「評定要領例」という。）を別添のとおり示すので、下記に留意の上、各都道府県において成績評定要領を作成する際の参考とするようお願いする。

なお、評定要領例は、森林整備事業の地域的多様性に鑑み、全国的に共通すると考えられるものを例示したものであるため、各都道府県におかれては、その実情に応じ、適宜修正して用いられたく、念のため申し添える。

記

1 目的（第1）関係

林業事業体の登録・評価の仕組みを導入し、森林整備の担い手である林業事業体間でより良い作業を実行しようという競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、効率的な事業実施、林業事業体の育成等を図るため、当該仕組みにおいて必要となる森林整備事業に係る林業事業体の成績評定（以下「評定」という。）に関する事項を定めるものである。

2 評定の対象（第1、第2の1及び第3の1）関係

- (1) 評定の対象となる事業は、国庫補助金を活用し、都道府県が行う森林整備事業（以下「県事業」という。）及び都道府県が補助金を交付する森林整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

また、都道府県単独事業等の国庫補助金を活用しない事業についても、自主的に評価を実施できるものとする。

なお、森林整備事業とは、造林関係事業及び森林整備に係る治山関係事業とし、林道関係事業は含まない。

- (2) 評定の対象となる者は、(1)の事業において、森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実作業を行った林業事業体（一人親方等の個人受託者や森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条に規定する者等を含む。以下「事業実行者」という。）とし、自己所有林で自ら作業を実施した場合は評定の対象としない。
- (3) 県事業については、都道府県知事（以下「知事」という。）が事業規模等を勘案して定める基準に該当するものを対象とする。
- (4) 補助事業については、知事が定める造林補助事業竣工検査内規に基づいて現地調査を実施する施行地又は知事が事業規模等を勘案して定める基準に該当するもののうち、事業実行者ごとに無作為に1箇所以上抽出したものを対象とする。
- (5) 上記のほか、知事、森林整備事業を所管する都道府県の部局長（以下「所管部長」という。）、県事業発注機関の長又は補助事業事務執行機関の長（以下「所属長」という。）が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。
- (6) 既に独自の評定制度等がある都道府県であって、同等の効果が得られるものについては、当該制度等の継続又は拡充により実施できるものとする。

3 評定者（第2の2及び第3の2）関係

- (1) 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、森林整備事業の現場監督や竣

工検査等において所属長等が任命する者とする。

ア 県事業

知事が定める規則等により任命する監督員及び検査員とする。

なお、規則や事業規模等により複数の監督員等（主任監督員、中間検査員等）が任命される場合にあつては、評定の方法等を適宜修正して実施できるものとする。

イ 補助事業

知事が定める規則等により任命する竣工検査員とする。

なお、竣工検査とは別に評定を行う場合にあつては、所管部長又は所属長から評定者として任命された者とする。

- (2) 補助事業のうち、市町村及び森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）が行うものについては、市町村又は森林整備法人等の職員が県事業に準じて評定を行うことができるものとし、その結果を都道府県に報告するものとする。
- (3) 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立（評定者が合議により行う4の(1)のイに定める事項に係る評定を除く。）して公正かつ的確に行うものとする。

4 評定の方法等（第2の3及び4並びに第3の3及び4）関係

(1) 県事業

ア 評定は、2の(3)に定める評定対象の契約を単位として、評定要領例を参考に各都道府県が作成する森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領（以下「県評定要領」という。）に定める県事業の評定表及び評定基準により行うものとする。

イ 事業実行者は、事業完了後、検査実施時までの間に、事業地において実施した創意工夫等の取組状況及びその成果等を記載した取組成果報告書を提出できるものとし、評定者は、提出があつた場合には評定に反映するものとする。

(2) 補助事業

ア 評定は、2の(4)に定める評定対象の事業実行者を単位として、県評定要領に定める補助事業の評定表及び評定基準により行うものとする。

イ 事業実行者は（事業実行者が事業主体と異なる場合にあつては、事業主体を通じて）、事業完了後、検査実施時までの間に、事業地において実施した安全対策、創意工夫等の取組状況及びその成果等を記載したセルフチェック

を提出できるものとし、評定者は、提出があった場合には評定に反映するものとする。

ウ 事業主体が森林所有者以外の場合にあっては、イのセルフチェックにおいて、事業実行者の選択理由(事業主体が自ら事業実行者となった場合を含む。)及び事業実行者の選択結果と理由についての森林所有者への報告状況を事業主体が付記するものとする。

ただし、森林所有者である市町村又は森林整備法人等が請負に付したものについては、上記によらず入札・契約方式(随意契約の場合は選択理由を含む。)を付記するものとする。

なお、当該事項については、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」において「計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、結果と理由を明らかにすることで、競争の確保による事業実行の効率化と透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入する。」と記述されたものであることから、この趣旨を十分に踏まえ、評定対象となっているか否かにかかわらず、セルフチェックの積極的な実施に努めるよう事業主体を指導すること。

5 評定の時期等(第4)関係

- (1) 評定は、対象事業の竣工検査を実施した後、速やかに実施するものとするが、補助金交付事務等の円滑な実施に支障が生じる場合にあっては、所属長が別に定めることができるものとする。
- (2) 評定結果については、事業実行者を対象としたものであり、登録通知に基づき申請する事項(実施事業の評価結果に関する情報)であることから、所属長は事業実行者に対して直接通知するものとする。

なお、補助事業の事業実行者が事業主体と異なる場合で、評定結果を都道府県が公表する場合にあっては、事業主体に対して当該事業実行者への評定結果の通知を依頼できるものとする。

6 その他

- (1) 知事は、県評定要領を公表するものとする。
- (2) 以上のほか、細部の手続、様式、その他評定に関し必要な事項については、本通知の趣旨に基づき知事が定める。

(別添)

森林整備事業に係る林業事業者の成績評定要領（例）

第1 目的

この要領は、〇〇県が行う森林整備事業（以下「県事業」という。）及び〇〇県が補助金を交付する森林整備事業（以下「補助事業」という。）に係る林業事業者（実作業を行う者。以下「事業者」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を実施し、森林整備の品質確保、効率的な事業実施、事業者の育成等に資することを目的とする。

第2 県事業

1 評定の対象

評定の対象は、事業者に対して請負に付するもののうち、1件の契約金額（最終金額）が〇〇〇万円以上のものについて行う。

ただし、所管部長（又は発注機関の長）が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員及び検査員とする。

3 評定の方法

評定は、1に定める評定対象の契約を単位として、森林整備事業成績評定表（別記参考様式第1号）により、別紙に定める森林整備事業成績評定基準に基づいて行うものとする。

4 事業者からの自己申告（取組成果報告書）

事業者は、事業完了後、検査実施時までの間に、事業地において実施した創意工夫等の取組状況及びその成果等を記載した取組成果報告書（別記参考様式第2号）を提出できるものとする。

第3 補助事業

1 評定の対象

評定の対象は、〇〇県造林補助事業竣工検査内規（以下「竣工検査内規」という。）に基づき現地検査を実施する施行地のうち、事業者ごとに無作為に1箇所以上抽出したものについて行う。

ただし、森林所有者が自己所有林で自ら施業を実施した場合は評定の対象と

しないととも、所管部長（又は執行機関の長）が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 評定者

評定者は、竣工検査内規に基づく検査員とする。

3 評定の方法

評定は、1に定める評定対象の事業実行者を単位として、森林整備事業成績評定表（別記参考様式第3号。以下第2の3に規定する森林整備事業成績評定表と併せて「評定表」という。）により、別紙に定める森林整備事業成績評定基準に基づいて行うものとする。

4 事業実行者からの自己申告（セルフチェック）

事業実行者は（事業実行者が事業主体と異なる場合にあつては、事業主体を通じて）、事業完了後、検査実施時までの間に、事業地において実施した安全対策、創意工夫等の取組状況及びその成果等を記載したセルフチェック（別記参考様式第4号）を提出できるものとする。

第4 評定の時期等

1 評定の時期

評定は、対象事業の検査を実施した後、速やかに実施するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県事業発注機関の長又は補助事業執行機関の長（以下「所属長」という。）が別に定めるものとする。

2 評定の通知等

- (1) 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、評定表を審査の上、必要に応じて修正し、速やかに事業実行者に対して森林整備事業評定通知書（別記参考様式第5号）により評定結果を通知するものとする。
- (3) 所属長は、評定結果について、〇〇期ごとに森林整備事業成績評定一覧（別記参考様式第6号）に取りまとめ、所管部長に報告するものとする。

3 評定内容の説明等

- (1) 2の(2)の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して〇日以内に、書面により、評定結果を通知した所属長に対して、評定の内容についての説明を求めることができる。
- (2) 所属長は、(1)の説明を求められたときは、評定表を審議の上、必要に応

じて修正し、速やかに書面（別記参考様式第7号）により回答するものとする。

- (3) (2)の回答を受けた者は、評定の内容についての説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して〇日以内に、書面により、所管部長に対して再説明を求めることができる。
- (4) 所管部長は、再説明を求められたときは、(2)の規定を準用するものとする。この場合、「所属長」は「所管部長」と読み替えるものとする。
- (5) 所属長は、2の(2)の通知又は(2)の回答に当たっては、(1)から(4)までの事項について、事業実行者に周知するものとする。

4 その他

この要領に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成〇〇年度（〇期）事業から適用する。

森林整備事業成績評定表

年 月 日 作成

事業名			
箇所名			
契約金額	当初：	最終：	
契約工期	年 月 日 ~	当初：	年 月 日
		最終：	年 月 日
竣工年月日	年 月 日		
竣工検査年月日	年 月 日		
請負者			
(専門技術者等)			
発注者			
評定者	職 名	氏 名	加 減 点
監督員		印	① 点
検査員		印	② 点
取組成果報告書	<input type="checkbox"/> 提出あり（加点） <input type="checkbox"/> 提出なし		③ 点
評定点	60点[基準点]+(①+②+③)[加減点合計]=		点

取 組 成 果 報 告 書

年 月 日 提出

事 業 名	
箇 所 名	
請 負 者	印
項 目	報 告 内 容
作業種毎の人工数	

注1 請負事業地において実施した、安全対策や低コスト化等の創意工夫、厳しい現地条件や希少な動植物への配慮、周辺環境や道路等の公共物、人家等への配慮等、特筆すべき事項の取組状況や成果等を簡潔に記載すること。

2 取組状況等の具体的内容を説明する資料として、写真や見取図等を添付すること。

森林整備事業成績評定表

年 月 日 作成

補助事業名			
施行地名			
事業概要			
補助金交付日 申請年月日	年	月	日
竣工検査年月日	年	月	日
事業主体			
事業実行者			
森林所有者			
評定者	職名	氏名	加減点
検査員		印	① 点
セルフチェック	<input type="checkbox"/> 提出あり（加点） <input type="checkbox"/> 提出なし		② 点
評定点	60点[基準点]+①[加減点]+②[加点]=		点

注1 事業概要は、作業種（植栽、間伐等）と面積等（ha、m等）を記載する。

2 事業実行者は、実作業を行った林業事業体名を記載する。

番 号
年 月 日

[契約の相手方]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

宛

発注機関の長 

森林整備事業成績評定通知書

森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領第4の2の(2)の規定に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問がある場合には、当職に対して説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

1 事業名

2 箇所名

3 事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 竣工年月日 年 月 日

5 竣工検査年月日 年 月 日

6 評定点 点 項目別評定点は別表のとおり

7 問合せ及び書面の送付先

(別記参考様式第5号-1 別表)

項 目 別 評 定 点

項 目	細 目	加 減 点	点数の範囲
1 実行体制	① 実行体制一般		4 ~ -6
	② 現場技術者		4 ~ -6
2 実行状況	① 実行管理		4 ~ -6
	② 事業地管理		4 ~ -6
	③ 安全対策		4 ~ -12
	④ 地域対応関係		4 ~ -8
3 出来形・品質	① 出来形・品質管理		4 ~ -8
	② 出来映え		4 ~ -8
4 創意工夫等			8 ~ 0
加減点(1~4)計			40 ~ -60
評 定 点	基準点(60)+加減点		100 ~ 0

番 号
年 月 日

[事業実行者]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

宛

執行機関の長 

森林整備事業成績評定通知書

森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領第4の2の(2)の規定に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問がある場合には、当職に対して説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

1 補助事業名

2 施行地名

3 事業主体名

4 交付申請年月日 年 月 日

5 竣工検査年月日 年 月 日

6 評 定 点 点 項目別評定点は別表のとおり

7 問合せ及び書面の送付先

(別記参考様式第5号-2 別表)

項 目 別 評 定 点

項 目	細 目	加 減 点	点数の範囲
1 実行体制	① 現場監督		4 ~ -10
	② 社会保険料等		4 ~ -10
2 出来形・品質	① 出来形・品質管理		10 ~ -10
	② 出来映え		8 ~ -10
3 セルフチェック	① 安全対策		4 ~ -20
	② 創意工夫等		10 ~ 0
加減点(1~3)計			40 ~ -60
評 定 点	基準点(60)+加減点		100 ~ 0

別記参考様式第6号（共通）

森林整備事業成績評定一覧

報告対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（発注機関又は執行機関名）

県事業

事業名	箇所名	事業概要	契約金額	事業期間		竣工検査 年月日	請負者名	評定点
				着手年月日	竣工年月日			

補助事業

事業名	施行地名	事業概要	補助金額	事業主体名	竣工検査 年月日	事業実行者名	評定点

注 事業概要は、作業種（植栽、間伐等）と面積等（ha、m等）を記載する。

番 号
年 月 日

[請求者]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

宛

（発注機関の長等） 印

森林整備事業成績評定結果の説明について（回答）

年 月 日付で請求のありました森林整備事業成績評定結果の説明は下記のとおりです。

なお、本回答について不服がある場合には、所管部長に対して再説明を求められます。再説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

- 1 事業名等
- 2 疑問に対する回答
- 3 問合せ及び書面の送付先

(別紙)

森林整備事業成績評定基準（例）

第1 評定項目及び評定者

事業別の評定は、次に掲げる考査項目について、正確な資料及び監督又は検査により確認した事項に基づき、現場の条件等を勘案の上、各評定者が行うものとする。

1 県事業

考 査 項 目		評 定 者	
項 目	細 目	監督員	検査員
1 実行体制	① 実行体制一般	○	
	② 現場技術者	○	
2 実行状況	① 実行管理	○	
	② 事業地管理	○	
	③ 安全対策	○	○
	④ 地域対応関係		○
3 出来形・品質	① 出来形・品質管理		○
	② 出来映え		○
4 創意工夫等	(取組成果報告書に基づき加点)	(合議)	○

2 補助事業

考 査 項 目		評 定 者
項 目	細 別	竣工検査員
1 実行体制	① 現場監督	○
	② 社会保険料等	○
2 出来形・品質	① 出来形・品質管理	○
	② 出来映え	○
3 セルフチェック (加点のみ)	① 安全対策	○
	② 創意工夫等	○

第2 評定方法

- 1 評定については、森林整備事業成績採点表（県事業は参考様式第1号-1、補助事業は参考様式第2号-1）で行い、森林整備事業成績採点の考査項目別運用表（県事業は参考様式第1号-2、補助事業は参考様式第2号-2。以下「運用表」という。）で該当する事項に基づく加減点を記入するものとする。
- 2 評定点は、運用表により採点した各考査項目の加減点の合計を、基準点（60点）から加減した値とする。

なお、評定と検査は異なるものであり、検査が合格となる場合であっても評定結果が60点未満となることはあり得ることに留意すること。

森林整備事業【県事業】成績採点表

考 査 項 目		監 督 員					検 査 員					項目別 加減点
項 目	細 目	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	
1 実行体制	① 実行体制一般	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0						
	② 現場技術者	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0						
2 実行状況	① 実行管理	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0						
	② 事業地管理	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0						
	③ 安全対策	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> +1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> +1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -3.0	<input type="checkbox"/> -6.0	
	④ 地域対応関係						<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -4.0	<input type="checkbox"/> -8.0	
3 出来形・品質	① 出来形・品質管理						<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -4.0	<input type="checkbox"/> -8.0	
	② 出来映え						<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -4.0	<input type="checkbox"/> -8.0	
4 創意工夫等		(監督員との合議により評定)					<input type="checkbox"/> +8.0~0.0					
加 減 点 (1~4) 計		[内訳] I 監督員=					II 検査員=					III 創意工夫=
評 定 点		基準点 [60点] + 加減点計										

森林整備事業【県事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
1 実行体制	① 実行体制一般	対象となる項目のうち該当する項目の割合(以下「該当割合」という)が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書(変更計画書)を着手前(変更前)に提出している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の実行体制が一致している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業分担と責任の範囲が書面等で確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 技術者等の資格について、契約後〇日以内に提出されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の体制が整っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法令その他必要な標識を現場の見やすい場所に掲示している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			実行体制に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	実行体制に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする
	② 現場技術者(現場代理人等)	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工全体の把握ができている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監督員との連絡調整を書面で行うなど対応が良い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 書類を仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工上の課題条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 技術的判断に優れ、良好な施工に努めた <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 労働安全衛生規則に定める作業に作業主任者を選任・配置している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			現場技術者の業務に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	現場技術者の業務に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする

森林整備事業【県事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
2 実行状況	① 実行管理 (工程管理を含む)	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の施工方法が一致している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書や現場条件を反映したものとなっている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工程管理が適切に行われ、不合理な理由による遅延が生じていない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 進捗を早めるための取組を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監督員の立会申請を適切な時期に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 写真等施工記録の整備を適時的確に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			実行管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	実行管理に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする
	② 事業地管理 (出来型管理を含む)	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 測量杭、施行地境界表示等が保存されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業区域を逸脱して施業等を実施していない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を適時的確に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を適時的確に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 資機材や材料の管理を適切に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 休憩所、資機材保管場所等現場の整理整頓を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業終了後、現場の整理、清掃を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			事業地管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	事業地管理に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする

森林整備事業【県事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
	③ 安全対策 【監督員評定】	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
	③ 安全対策 【検査員評定】	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を計画的に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全意識の高揚のため、現場に安全旗を掲揚している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保安施設等の整備・設置・管理が的確である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 使用機械の整備がなされ、適切に管理されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 刈払機・チェーンソー等の機械の使用にあたって、かかり木対策を含め安全対策(防振・防音・作業時間等)がとられている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 重機操作や刈払機・チェーンソーの使用に際して、誘導員配置や作業員同士の行動範囲の分離措置がなされている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場の安全巡視、作業前打合せ(Tool-Box-Meeting)、危険予知(KY)活動等を実施し、記録が整備されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> リスクアセスメント又はこれに準じる取組を実施している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各種安全パトロール等で指摘を受けたことがない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場技術者は、事業内容に係る労働安全に関する法令等を熟知している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> かかり木がない又は処理が適切に行われている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 特殊健康診断を受診させている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 労働災害及び公衆災害が発生しなかった <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			安全対策の不備又は現場技術者が適切な指示を与えなかったことに起因して労働災害が発生した場合はD評定とする	安全対策の不備又は現場技術者が適切な指示を与えなかったことに起因して重大な労働災害が発生した場合はE評定とする

森林整備事業【県事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
	④ 地域対応関係	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関係官公庁等との調整を行い、トラブルの発生がなかった <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地元住民等との調整を行い、苦情やトラブルの発生がなかった <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情がなかった、若しくは、苦情に対して適切な対応を行った <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関係工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んだ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 立入禁止の標示等の規制措置を行った <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業の目的や内容を看板等により現地で周知していた <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業地及び周辺地域への環境対策が適切であった <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			設計図書等に定められた協議が自主的に行われなかったり、請負者の対応への苦情が寄せられ、監督員等が文書により改善指示を行った場合はD評定とする	設計図書等に定められた協議が自主的に行われなかったり、請負者の対応への苦情が寄せられ、監督員等が文書により改善指示を行ったが、改善されなかった場合はE評定とする
3 出来形・品質	① 出来形・品質管理	出来形・品質が測定基準を満足しており、ばらつきが規格値の50%以内又は下記項目が4項目以上該当する	出来形・品質が測定基準を満足しており、ばらつきが規格値の80%以内又は下記項目が2項目以上該当する	出来形・品質が測定基準を満足しており、A、Bに該当しない	出来形・品質の一部が測定基準を満足せず、規格値を超えるものがある	出来形・品質が測定基準を満足せず、規格値を超えるものがある
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来形や品質管理が容易に把握できるよう、出来形管理図や出来形管理表等を工夫していることが確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来形や品質管理の基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している、若しくは、基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()			出来形・品質管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った場合はD評定とする	出来形・品質管理に関して、監督員が文書による改善指示を行ったが改善されなかった場合はE評定とする

森林整備事業【県事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
	② 出来映え	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 対象となる項目が2項目以内の場合はC評定とする	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
		対象 該当 (例) <ul style="list-style-type: none"> (共通) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い (植栽) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗間、列間がそろっている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 枯れた苗木が少ない(枯損率〇%以内) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木の活着がよい <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木は健全に生育したもので、規格にばらつきがない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木の生育に支障となる笹、灌木類は除去されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 植穴は石礫が除去され、膨軟にされている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施肥は、苗木の生育に支障なく適正に施されている (間伐等) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 選木が適正に行われている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 全体的にバランスよく伐採されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 伐倒木は、かかり木になっていない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 造材、集材、片付けが適正に行われている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 残存木に損傷がない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 伐り残しや溪流内への伐採木の処理がない (森林作業道) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業システムに適合し、効率性を考えた路網配置になっている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業システムや走行性を考慮した幅員・縦断勾配になっている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 切土高・盛土高は必要最小限におさえられている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 構造物の設置は必要最小限であり、かつ、適切に施工されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適所に排水機能(設備)を配している 				

森林整備事業【県事業】成績採点の審査項目別運用表

審査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
4 創意工夫等	(加点のみ)	提出された「取組成果報告書」において、写真等の書類で実施内容等の確認できるもの(軽微なものも含め企業努力として評価できるもの)について、「1項目2点(最大8点)」を加算			/	/
		提出 評価 <input type="checkbox"/> 創意工夫等の取組状況や成果等について評価した具体的内容 (最大4項目まで) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業種毎の人工数が標準工程又は標準単価に採用した作業工程により算出される人工数より少ない(注:地形考慮) 作業種():標準人工数(人/ha)×実施面積(ha)=人工数(人)⇔報告された人工数(人)				

森林整備事業【補助事業】成績採点表

考 査 項 目		竣 工 検 査 員						項目別 加減点		
項 目	細 目	A	B	C	D	E				
1 実行体制	① 現場監督	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0				
	② 社会保険料等	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0		<input type="checkbox"/> -10.0				
2 出来形・品質	① 出来形・品質管理	<input type="checkbox"/> +10.0	<input type="checkbox"/> +5.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0				
	② 出来映え	<input type="checkbox"/> +8.0	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -5.0	<input type="checkbox"/> -10.0				
3 セルフチェック	① 安全対策		<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +3.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> +1.0	<input type="checkbox"/> 0.0	<input type="checkbox"/> -10.0	<input type="checkbox"/> -20.0	
	② 創意工夫等	<input type="checkbox"/> +10.0	<input type="checkbox"/> +8.0	<input type="checkbox"/> +6.0	<input type="checkbox"/> +4.0	<input type="checkbox"/> +2.0	<input type="checkbox"/> 0.0			
加 減 点 (1~3) 計										
評 定 点		基準点 [60点] + 加減点計								

森林整備事業【補助事業】成績採点の考査項目別運用表

考査項目	細 別	A (適切)	B (ほぼ適切)	C (他の事項に該当しない)	D (やや不適切)	E (不適切)
1 実行体制	① 現場監督	管理・監督の状況が明確に記録されており、指示内容が適時・適切で施工内容に反映されている	管理・監督の状況が明確に記録されている	他の事項に該当しない	適時・適切な指示等が行われていないことにより、実行状況や出来形等の一部に不備がある	適時・適切な指示等が行われていないことにより、実行状況や出来形等に不備がある
	② 社会保険料等	社会保険料等に係る間接費の加算率が15%	社会保険料等に係る間接費の加算率が9%	社会保険料等に係る間接費の加算率が5%	/	社会保険料等に係る間接費の加算率が0%(労災保険の強制加入者がいない場合を除く)
2 出来形・品質	① 出来形・品質管理	出来形・品質が測定基準を満足しており、対象となる項目のうち該当する項目の割合(以下「該当割合」という)が90%以上	出来形・品質が測定基準を満足しており、該当割合が80%以上90%未満	出来形・品質が測定基準を満足しており、該当割合が80%未満	出来形・品質の一部が測定基準を満足せず、検査員が改善指示を行った	出来形・品質が測定基準を満足せず、検査員が改善指示を行った
		対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来型の管理が適切であり、確認できる <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来型や品質のばらつきが基準の〇%以内である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 測量杭、施行地境界表示等が保存されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 事業区域を逸脱して施業を実施していない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 記録写真がよく整理され、かつわかりやすい <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業仕様書どおりに現場が仕上がっており、修復がない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他()				
	② 出来映え	該当割合が90%以上	該当割合が80%以上90%未満	該当割合が60%以上80%未満 (対象となる項目が2項目以内の場合はC評定)	該当割合が50%以上60%未満	該当割合が50%未満
	(共通)	対象 該当 (例) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い				
	(植栽)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗間、列間がそろっている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 枯れた苗木が少ない(枯損率〇%以内) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木の活着がよい <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木は健全に生育したもので、規格にばらつきがない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 苗木の生育に支障となる笹、灌木類は除去されている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 植穴は石礫が除去され、膨軟にされている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施肥は、苗木の生育に支障なく適正に施されている				

